

「介護保険外サービスのあり方に関する調査研究」

第1章 調査の概要

1. 研究背景・目的

介護保険制度が施行され10年が経過され、要介護者への対応が措置から契約となり、2000年10月からは保険料の徴収と1割負担のサービス利用料金が徴収されるなど、制度の存在が身近になっている。その一方で、高齢者の要介護者数は急速に増加しており、22年度高齢社会白書によると要介護または要者支援と認定された65歳以上の人数は平成19年度では437.8万人となっている。また、65～74歳と75歳以上では要支援より要介護認定を受けた者が75歳の割合が高くなっている。さらに、介護サービスの利用状況は要支援や要介護1～3の認定者が居宅サービスを多く、介護度が高くなるにつれ、施設サービス利用に移行していくことが、高齢社会白書から窺える。

また、高齢者のいる世帯は全体の4割、うち「独居」、「夫婦のみ」世帯が過半数であるが、その中で一人暮らし高齢者の増加が男女ともに顕著であり、今後も一人暮らしの高齢者は増加を続け、特に男性の一人暮らし高齢者が増加されることが予測される。

制度として順調に定着はしているが、一方で介護保険利用の伸びに伴い費用も急速に増大している。しかし少子高齢化の急速な進展に、家族との同居率は年々低下していく中で、家族だけでは介護を支えきれなくなっている。

高齢者が尊厳をもって住みなれた街で暮らし続けるには、介護保険制度の理念である介護の社会化が今後益々重要視されている。社会全体で支えていく仕組みの中で福祉の分野に市場原理が導入され、営利企業の活力でサービス量の拡大を促すほか、多様なサービスの形態が生み出され、介護が新しいビジネス・産業として目指してきた。しかし、制度の中核として期待されていた大半の訪問介護事業者が、経営不振であることは周知の通りである。

特に、制度による基本的なサービスと民間事業所による利用者の自由契約に基づくサービス提供・インフォーマルサービス支援などの体制の基盤づくりは、いまだに未整備である。今後、高齢者の自立した生活を支援する環境整備の推進において、生活支援サービスが切れ目なくいつでも利用しやすい環境を出来る限り、身近な日常生活圏内ごとに構築していくことが不可欠である。上記の観点から地域社会における「支え合い」の整備、と生活支援関連サービス提供体制の充実が喫緊の課題と思われる。

本調査研究ではこのような視点に基づいて、介護保険制度設立当時より、制度を補完する私的(全額自費)サービスの活用が求められていたが、その実態は正確に把握されていない。特に公的制度での給付が議論されている生活支援サービスに着目して、一定地域における介護保険外サービス事業者を網羅的に調査し、その提供実態を明らかにすることを目的とした。

2. 研究推進体制

① 研究推進体制

研究の推進のために研究委員会と検討委員会の二つの委員会を立ち上げ、研究委員会では主に適切な調査方法の検討及びデータ収集・入力・分析を担当し、検討委員会では主に現場の事情に沿った適切な調査項目の組み立てを担当した。委員構成は以下の通りである。

1) 研究委員会

委員	山田 嘉子	(社団法人 エイジング総合研究センター 研究員)
	瀧波 順子	(ダイヤ高齢社会研究財団 専任研究員)
	吉田 恵	(ダイヤ高齢社会研究財団 研究員)
	陳 燕	(ダイヤ高齢社会研究財団 非常勤研究員)

2) 検討委員会

	青山 和裕	(N市訪問介護事業者協議会 理事)
	飯塚 結花	(" 理事)
	岩崎 マリ	(" 理事)
	大橋 正道	(" 理事)
	甲斐 陽子	(" 理事)
	金子 えり子	(" 理事)
	島谷 泰司	(" 理事)
	清水 亮太郎	(" 理事)
	田中 孝子	(" 理事)
	対馬 光代	(" 理事)
	土方 香代子	(" 理事)
	藤代 由美子	(" 理事)
	山内 俊明	(" 理事)
	山崎 佳子	(" 理事)
	山本 ミドリ	(" 理事)
	吉川 由美	(" 理事)
	瀧波 順子	(ダイヤ高齢社会研究財団 専任研究員)
	吉田 恵	(ダイヤ高齢社会研究財団 研究員)
	陳 燕	(ダイヤ高齢社会研究財団 非常勤研究員)

(敬称略 氏名は五十音順)

② 委員会開催日

1) 研究委員会（4回）

平成22年11月26日、12月2日、平成23年1月25日、1月31日。

2) 検討委員会（4回）

平成22年10月19日、11月16日、12月21日、平成23年2月8日。

3. 調査の内容と方法

本研究では、1自治体において私的サービスを含む介護保険外サービスについて、その利用実態を把握するために、市内で介護保険外の生活支援関連サービスを提供する事業所に対して、以下3種類の調査を行った。

① 訪問介護事業所へのアンケート調査

1) 調査対象

本調査の対象は、N市における指定訪問介護事業が運営している訪問介護事業所協会に登録している会員50事業所である。

2) 調査の実施方法

対象事業所に訪問して調査票を直接手渡し、回答後の調査票は郵送回収した。

3) 調査項目

調査項目の主な内容は、運営団体・事業母体・沿革・関連機関・介護保険内外の生活支援サービス内容（料金・対応する援助範囲ほか）・サービスの利用理由・利用者の紹介経路・将来の計画（今後の予定事業）等である。

4) 調査期間

平成22年11月10日～12月10日に事業所へ訪問して調査票を手渡し、平成22年12月25日（金）を調査票回収締め切りとした。

5) 回収状況

本調査の有効回答数は49件（有効回収率98%）であった。

② 訪問介護事業所への訪問面接調査

1) 調査対象

本調査の対象は、上記の訪問介護調査対象者のうち面接調査協力を得られた社会福祉法人（7箇所）、特定非営利法人（10箇所）、株式会社（10箇所）、有限会社（10箇所）、家政婦紹介所併設事業所（4箇所）、医療法人（1箇所）及び、介護保険上の訪問介護は提供していないが生活支援サービスを積極的に行うシルバー人材センター（1箇所）である。

2) 調査の実施方法と内容

回答事業所の管理者または所長に対し、サービスの現状と課題・事業所が担っている役割・地域の社会資源との連携等について30～60分にわたって面接調査を実施した。

3) 調査期間

平成22年11月10日～12月10日に実施した。

③ 介護保険外（生活支援周辺型）サービス提供団体へのアンケート調査

1) 調査対象

本調査ではまず、介護保険以外における生活支援サービスから、特に生活に密着したサービス事業所として、移送サービス・家事代行・配食サービス・コンビニエンスストア・スーパー・薬局・飲食店・クリーニング店を抽出した。移送サービス・家事代行・配食サービスに関しては、N市が在宅高齢者生活支援事業の一環として市民向けに配布している民間サービス事業データに記載されているすべての事業所を対象とした。その他の事業所については、N市に所在する地域包括センター15か所の近隣に所在する事業所を、タウンページから抽出した。対象事業所の合計は、200か所である。

2) 調査の実施方法

調査票は郵送で配布し、郵送で回収を行った。

3) 調査項目

調査票の主な内容は、法人形態・事業規模・事業開始の経緯・対象利用者・地域との連携・今後の展望等である。

4) 調査期間

平成22年11月10日に調査票を発送し、平成22年12月25までに回収した調査票を有効回答とした。

5) 回収状況

本調査の有効回答数は59件（30%）であった。